

# 全私保連ニュース

《令和3年度 9号 12月24日発行》

## 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の 取り扱いについて

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において示された、「保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置」について、12月20日、保育三団体協議会に対して内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省保育課より事前説明が実施されました。

その内容について、全私保連の会員の皆様へお知らせいたします。

### 【ポイント】

今回の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業については、経済対策としての3%程度9,000円の賃上げ(賃金改善部分)の他に、令和3年人事院勧告に伴うボーナス△0.15月分の減額に対応(国家公務員給与改定対応部分)するものであり、一つの特例事業として令和4年2月から9月まで実施されます。令和4年10月以降については公定価格において措置される方向で検討となっています。

### 【実施主体と補助率】

実施主体は市区町村となり、補助率は10/10となります。

予算上、市区町村の負担はありませんが、議会の決議や予算化などに係る準備期間が短いため、事業の実施については懸念されるところです。

### 【実施要件】

令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施することとなります。ただし令和4年2月・3月分については一時金によりまとめて支給する事も可能です。

4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることが要件となります。

さらには、令和3年人事院勧告に伴う減額が職員の賃金水準に反映されていない事も要件とされており、例えば12月分の賞与を公定価格の減額を見越して支給した場合などは、職員に返戻することも条件となります。

## [職員への配分]

職員の配置状況や経験年数に応じた配分など柔軟な運用を可能としています。

ただし、法人役員を兼務する施設長は対象外となります。役員を兼務する職員は対象となります。

公定価格に算定された職員以外にも配分した場合、ひとり当たりの額は少なくなるようになります。

## [施設全体で 2/3 以上の支給が必要]

賃金を改善する事に伴う、超過勤務手当や社会保険料事業主負担分も見込まれていますので、2/3 以上とされています。また、社会保険料事業主負担分については、「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「令和2年度における賃金の総額」×「賃金改善額」となっており、令和2年度の事業主負担率を算出することが標準とされました。

## [交付額]

### ①賃金改善部分

補助基準額※1 × 令和3年度年齢別平均利用児童数（見込）※2 × 事業実施月数

### ②国家公務員給与改定対応部分

補助基準額※1 × 令和3年度年齢別平均利用児童数（見込）※2 × 事業実施月数

### ※1 補助基準額とは

利用定員ごとに単価設定がされており、公定価格上の施設長、主任保育士、保育士、調理員等及び年休代替・研修代替、事務職員などが含まれています。

また、加算要件対応の職員に関しては、全国の加算取得率から平均を算出された人数が含まれます。

### ※2 年齢別平均利用児童数（見込み）とは

令和3年度の児童数の平均をもとに算出されます。

令和3年4月から12月までは実績、令和4年1月から3月までは推計値となります。

算出した児童数は令和4年度以降の計算においても使用され、新たな児童数の計算は不要です。

マスコミ等で3%程度（9,000円）の賃上げと先行報道されていることから、現場で働く者への誤解を生じる事になりかねず、今回の特例事業についても支給額の算出方法も含めた支給方法を、理事長・園長としての立場から職員に対し丁寧な説明することが必要であると考えます。

全私保連としては、今回の措置において都道府県・市区町村が混乱を起こす事のないよう、国からの丁寧な説明をお願いするとともに、引き続き全産業との賃金格差是正について要望を続けてまいります。

全私保連常務理事 望月昌幸

※ 全私保連ニュースのFAX配信をメールのみの配信に希望される場合は、下記メールアドレスまでお知らせ下さい。

E-mail: [ans@zenshihoren.or.jp](mailto:ans@zenshihoren.or.jp)

# 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業

令和3年度補正予算案【内閣府予算計上】：781億円

## 1. 事業概要

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※1・2を、令和4年2月から※3実施する。

- ※1 実際の引上げにおいては、職員の配置状況や経験年数に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
- ※2 令和4年4月分からは、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する補助を併せて措置する。
- ※3 令和4年9月分までの措置。令和4年10月以降については、処遇改善の効果を継続させるための公定価格の見直しを行う方向で、令和4年度予算編成過程で検討。
- ※4 都道府県、市区町村における事務費についても別途補助する。
- ※5 放課後児童クラブ・社会的養護関係施設の職員についても、同様の措置を別途実施。
- ※6 公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園の教諭等についても、同様の引き上げを行う園への支援を別途行う。

## 2. 実施要件

①令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当※1により、補助額以上の賃金改善を実施※2すること

- ※1 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。
- ※2 令和4年4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する補助を行うことを踏まえて、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

## 3. 対象施設・事業所

- ・特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）
- ・特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

※公立施設・事業所を含む

## 4. 実施主体

市区町村

## 5. 補助率

国：10/10

## 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の補助額の算出方法について

□ 交付額の方法（交付要綱案（抜粋））

交付金の交付の額は、次により算定された額とする。

（１）別表の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、

総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額に「補助率」を乗じて得た額を交付額とする。

### 【別表】（案）

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
保育士等 処遇改善 臨時特例 交付金	保育士・幼稚園教諭等処遇 改善臨時特例 事業	施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額  1. 賃金改善部分 補助基準額（別添） × 年齢別平均利用児童数（見込） ※ × 事業実施月数  2. 国家公務員給与改定対応部分 補助基準額（別添） × 年齢別平均利用児童数（見込） ※ × 事業実施月数  ※ 令和３年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和３年12月までは実績値とし、令和４年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費	10/10

### 【補助基準額（別添）のイメージ】

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分
20/100 地域	20人	4歳以上児	〇〇円	●●円
		3歳児	〇〇円	●●円
		1・2歳児	〇〇円	●●円
	21人から 30人まで	乳	〇〇円	●●円
		4歳以上児	〇〇円	●●円
		3歳児	〇〇円	●●円
		1・2歳児	〇〇円	●●円
		乳	〇〇円	●●円

① 単価表は公定価格に準拠し、「地域区分、施設・事業類型、定員区分、年齢区分」別を作成

② 「賃金改善部分」は、保育士・幼稚園教諭等に対する３％程度の処遇改善に対応した補助

< 補助基準額の算定根拠 > ※地域区分に関わらず同額

・ 公定価格上の算定対象職員数（非常勤は常勤換算）× 9,000円

× 社会保険料率

③ 「国家公務員給与改定対応部分」は、R3人勸を受けた国家公務員給与改定に伴う公定価格の減額分（▲0.9％）に対応した補助

< 補助基準額の算定根拠 >

・ 令和４年度公定価格における人事院勧告反映前後の差額相当額

※ 「公定価格上の算定対象職員数」「令和４年度公定価格における人事院勧告反映前後の差額相当額」は、各施設の加算の取得状況（例：3歳児配置改善加算等）により異なるが、簡素化のため平均的な加算取得率により算定